



集落支援員だよ！

集落支援員/藤定 守

平成28年4月から三次市の集落支援員として週2回三良坂コミュニティセンターで勤務しています。

今回は三次市移住・定住の支援制度について説明します。

◆三次市移住(定住)支援制度◆

Iターン・Uターン・Jターン希望の方にはそれぞれの支援制度があります

【用語解説】

- Iターンとは・・・都市部から出身地とは違う地方に移住
- Uターンとは・・・地方から都市に移住した人が再び故郷に戻る
- Jターンとは・・・都市へ移住した後、故郷に近い地方都市へ移住

- Uターン者とは・・・市外へ4年以上居住し定住のために転入し1年以内
- 実家とは・・・Uターン者本人又は2親等以内の親族が所有する一戸建て
- 移住者とは・・・市外に4年以上居住し転入して3年以内

★Uターン者のための改修支援

- 三良坂の実家に帰るため子どもや親兄弟姉妹孫が実家に帰るために改修したい。

補助率：改修に要した費用の1/2以内
補助金額：100万円を上限

※ただし小学生以下の子どもがいるときは2/3以内で150万円を上限

⑨ 家の所有者が着工前に申請

★空き家バンクに登録している家を購入して定住のために改修したい

補助率：改修費用の1/2以内

※小学生以下の子どもがいる場合は改修費用の2/3以内

補助金額：150万円を上限

⑨ 工事着工前に申請

★移住者が家を取得

- 住宅を新築した場合

補助率：建築費用の1/10以内
補助金額：100万円を上限

- 中古中宅を購入した場合

補助率：取得費用の1/10以内
改修費用の1/3以内

補助金額：100万円を上限

⑨ 新築・取得は契約前に申請
改修工事は着工前に申請

◆その他関連助成事業◆

★ケーブルテレビ加入金助成

転入して3ヶ月以内に入ると
助成内容：加入金20,000円+(税)
※宅内工事費は有料

★空き家バンクの家財等を処分清掃したい

処分等委託費用の1/2 20万円を上限

※自ら処分を行わず三次市の指定業者に処分や清掃を委託すること
補助交付の日から5年間空き家バンクに登録すること

【集落支援員連絡先】

三良坂コミュニティセンター内 / 電話:FAX 44-2749 / 水曜・金曜 9:00~15:00